

有害図書類個別指定の運用見直しについて

1 有害図書類指定の根拠（北海道青少年健全育成条例）

- 第16条（有害図書類の指定及び販売等の禁止等）
次の各号のいずれかに該当するものは、有害図書類とする。
 - ① 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を撮影した写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）がその総ページの3分の1以上を占めるもの
 - ② （省略） ※ 録画テープ等に関する規定
 - ③ 前2号に掲げるもののほか、知事が、図書類の内容の全部又は一部が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であつて、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの
- 第54条（諮問）
 - ・ 知事は、次の各号のいずれか（上記第16条第1項第3号の「個別指定」を含む）に該当する場合は、審議会の意見を聴かなければならない。
- 第55条（一般からの申出）
何人でも、次に掲げる場合には、知事又は審議会に対し、その旨の申出をすることができる。
 - ・ 興行、図書類又は広告物の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけ、青少年の健全な育成を害するおそれがあると思料するとき。

包括指定

個別指定

2 これまでの運用状況

- 有害図書類の個別指定は、職員が不定期に書店等に立入調査し有害図書類（包括指定対象以外）に該当しそうな図書類を購入・確認後、社会環境整備部会に諮問し、審査結果「指定可」と答申を受けたものを有害図書類に指定する運用を行ってきた（令和2年度以降は指定なし）。

3 他都府県の状況等

- 全国的には、「業界の適切な取組が浸透している」等の理由により、立入調査に基づき個別指定するという運用を行わなくなった府県が、3割程度となってきた。
- こうした運用による個別指定を行わなくなった他府県でも、中止後に状況が悪化したとする府県はなかった。

4 運用見直しの理由

- 令和元年8月以降、大手コンビニチェーンで成人向け雑誌の取り扱いが中止されるなど、図書類取扱業者等による自主規制が整備されているとともに、昨年実施した全道の書店等に対する立入調査結果においても、「条例の規制を理解していない」と回答した店舗は2%以下であることから、道内では業界による適切な取組が浸透していると考えられる。
- また、インターネットやスマートフォンなど新たなサービス・機器が急速に普及し、青少年のライフスタイルが変化していることに加え、道内の書店も減少傾向にある中、立入調査に基づき個別指定していく取組効果は、限定的であると考えられる。
- 他府県の状況に照らしても、立入調査に基づく個別指定を行わないとしても、状況に悪化は見られない。
- 今後も条例に基づき、立入調査を行い、条例の遵守を指導していくとともに、一般からの申出に基づき有害図書類の個別指定を行うことができる（第55条）。

5 結論

以上のことから、有害図書類の個別指定については、これまでの立入調査に基づく個別指定の運用を見直し、今後は一般の方からの申出などに基づく個別指定による運用とする。

なお、立入調査により条例の趣旨を指導・徹底していくとともに、業界の自主規制と社会情勢の変化を注視し、青少年の健全育成のための社会環境の整備に取り組む。